

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第58号

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条から第16条までを削り、第17条を第12条とし、第18条を第13条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)